

公立大学法人名古屋市立大学次世代育成支援行動計画（第五期）

1 趣旨

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、同法及び男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえながら、教職員の子育て、家庭生活と仕事の両立を可能にする労働環境の整備に対する名古屋市立大学の基本方針と具体的な行動計画を定めるものである。

2 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

3 目標と対策

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備に関する事項

目標 1 育児休業等を取得しやすい環境整備を図る。

【対策】

- 男性教職員を中心に、育児に関する休暇・休業等の諸制度の周知を行い、その取得促進を図る。
- 業務分担の見直しや代替職員の確保、業務改善運動の推進など、職場における支援体制の整備を推進する。

目標 2 利用しやすい学内保育所の運営を推進する。

【対策】

- 保育を取り巻く社会的環境や学内保育所の利用希望の動向等を的確に把握し、学内保育所の利用を希望する全ての教職員が利用できるよう、その規模等について検討する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項

目標 3 時間外労働の縮減を図る。

【対策】

- 会議等の開催時間が時間外とならないよう配慮するなど、業務に従事する時間帯が時間外とならないような取り組みを推奨する。
- 時間外勤務の恒常化を防ぐため、原則として職場単位でノー残業デー等の設定について徹底を図る。

目標 4 年次有給休暇の取得を容易にするための措置を検討する。

【対策】

- 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努め、取得の促進を図る。
- ゴールデンウィーク、年末年始など、大型連休にはさまれた平日での会議等の開催をできるだけ避け、連続休暇取得の促進を図る。

目標 5 ワーク・ライフ・バランスの推進を図るための情報提供等を実施する。

【対策】

- ニュースレターなどの配布により、次世代育成支援に関する意識啓発を行う。